

3 着地側動向

全国的に外国人延べ宿泊者数が大幅増
北海道ではタイからの訪日客数が急増

(1) 着地別に見る訪日市場

●入国空港・海港

法務省「出入国管理統計」によると、13年に我が国に入国した外国人数は1,126万人（前年比22.7%増）であった（表Ⅱ-3-1）。

港別に見ると、中国を除く主な国籍・地域からの入国者数が軒並み増えたことから、主要空港ではいずれも前年に比べ増加した。

外国人入国者数が年間100万人を超える大規模空港では、成田空港で426万人（前年比19.7%増）、関西空港で232万人（同29.7%増）、羽田空港で129万人（同17.8%増）といずれも前年に比べ2～3割程度増加した。なかでも関西空港の伸び率が最も大きい。

この他、対前年伸び率が高い空港を見ると、新千歳空港で51万人（前年比29.6%増）、那覇空港で37万人（同62.5%増）となっており、海港では長崎県対馬にある比田勝港^{ひたかつ}で10万人（同35.3%増）となった。新千歳空港ではタイや台湾、那覇空港では台湾や韓国、香港からの入国者数が大きく増加した。比田勝港では韓国からの入国者数が大幅に増加した。

なお、13年における港別外国人入国者数の構成比は成田空港が4割弱、関西空港が2割、羽田空港が1割となっている。

●延べ宿泊者数

観光庁「宿泊旅行統計調査」によると、13年における我が国の外国人延べ宿泊者数（従業員数10人以上の宿泊施設を利用した外国人に限る）は3,125万人泊（前年比31.2%増）であった（表Ⅱ-3-4）。東日本大震災が発生した11年の反動増で翌12年は前年比4割増を記録したが、13年も拡大基調が続

いた。四半期別では、1～3月期は中国人宿泊者数が減少したことから前年同期比16.7%増にとどまったが、その後は同30%台の増加に回復した（表Ⅱ-3-3、図Ⅱ-3-1）。

着地の地方別に見ると、関東地方で延べ1,339万人泊（前年比19.3%増）、近畿地方で延べ728万人泊（同41.7%増）であった。訪日外国人の主要な訪問地である両地方を比較すると、震災の翌年である12年の伸び率は同水準であったが、13年は近畿地方の伸び率が関東地方を上回った（表Ⅱ-3-2）。

13年に延べ宿泊者数の対前年伸び率が高かった地方を挙げると、北海道、北陸信越で前年比5割増を超えた他、沖縄では同9割超の伸びを示した。従来の主要訪問地である関東・近畿地方の伸び率を上回っていることから、訪日外国人の訪問地が多様化する傾向にあると捉えることができる。

13年における北海道の外国人延べ宿泊者数は282万人泊（前年比52.7%増）であった。この伸びには台湾、香港、そしてタイの宿泊者数の増加が大きく寄与している（表Ⅱ-3-4）。なかでも注目すべきはタイであり、この1年間で北海道での延べ宿泊者数がおよそ4倍に拡大した。12年冬期より札幌／バンコク線が就航した他、13年7月のビザ免除も追い風となった。季節別では冬期の人気が高く、熱帯気候のタイとは対極的な気候がタイ市場のニーズに合致したものと推察される。

北陸信越地方では、13年の外国人延べ宿泊者数は91万人泊（前年比67.0%増）となった（表Ⅱ-3-4）。年間を通じて台湾の宿泊者数増の影響が圧倒的に大きいのが、13年1～3月期に限っては特に長野県でオーストラリア人の伸びが目立った（図Ⅱ-3-2）。彼らは主にスキー目的で同県を訪れているものと見られる。

沖縄では、13年の外国人延べ宿泊者数は143万人泊（前年比93.2%増）であり、着地の地方別では最も高い伸び率を示した（表Ⅱ-3-4）。台湾や韓国、香港など近隣の国・地域の宿泊者数の伸びが大きい。

表Ⅱ-3-1 港別に見る外国人入国者数（2013年）

	総数	入 国 港 別											
		空 港 計								海 港 計			
		新千歳	羽田	成田	中部	関西	福岡	那覇	博多	比田勝			
外国人入国者数(万人)	1,126	1,064	51	129	426	57	232	69	37	62	20	10	
前年比	22.7%	24.2%	29.6%	17.8%	19.7%	20.5%	29.7%	22.5%	62.5%	2.2%	△ 3.6%	35.3%	
国籍・地域別の寄与度	韓国	4.4%	4.4%	4.7%	2.1%	1.8%	3.1%	7.3%	8.9%	19.7%	4.9%	3.4%	34.8%
	台湾	8.1%	8.5%	7.8%	6.3%	5.0%	2.9%	11.2%	5.9%	32.6%	2.9%	△ 0.0%	△ 0.0%
	香港	2.9%	3.1%	4.5%	2.1%	1.8%	5.8%	4.3%	3.6%	11.6%	△ 0.0%	△ 0.1%	0.0%
	中国	△ 0.1%	0.2%	△ 1.1%	1.0%	0.5%	3.3%	△ 0.4%	0.0%	△ 4.4%	△ 3.6%	△ 6.6%	0.0%
	タイ	2.1%	2.2%	10.3%	1.0%	2.4%	2.0%	2.0%	1.1%	1.2%	0.4%	0.0%	0.0%
	英仏独	0.6%	0.7%	0.2%	1.0%	0.9%	0.4%	0.5%	0.3%	0.2%	△ 0.7%	0.0%	0.0%
	米国	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	1.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.0%	△ 0.2%	△ 0.2%	0.2%
	オーストラリア	0.4%	0.5%	0.2%	0.7%	0.7%	0.2%	0.3%	0.0%	0.2%	△ 0.7%	0.0%	0.0%
	その他	3.4%	3.7%	2.4%	2.9%	5.0%	2.2%	3.9%	2.0%	1.2%	△ 0.7%	△ 0.2%	0.1%
入国港別構成比	100.0%	94.5%	4.5%	11.5%	37.9%	5.1%	20.6%	6.1%	3.3%	5.5%	1.8%	0.9%	

(注) 法務省の正規入国者数の定義は、日本政府観光局（JNTO）の訪日外客数と異なる。

資料：法務省「出入国管理統計」をもとに（公財）日本交通公社作成

表Ⅱ-3-2 着地別に見る外国人延べ宿泊者数 (暦年) (単位：万人泊)

	2011年			2012年			2013年		
	実数	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比		
日本全国	1,702	2,382	40.0%	3,125	31.2%				
北海道	150	185	23.1%	282	52.7%				
東北	18	23	26.7%	29	24.0%				
関東	781	1,122	43.6%	1,339	19.3%				
北陸信越	42	54	30.3%	91	67.0%				
中部	117	174	48.7%	211	21.5%				
近畿	353	514	45.5%	728	41.7%				
中国	27	38	39.0%	46	23.0%				
四国	9	12	23.0%	17	47.6%				
九州	152	187	23.1%	239	27.7%				
沖縄	52	74	43.4%	143	93.2%				
(以下再掲)									
東京都	532	792	48.8%	945	19.3%				
大阪府	218	289	32.8%	408	41.0%				
京都府	89	165	85.3%	236	43.1%				

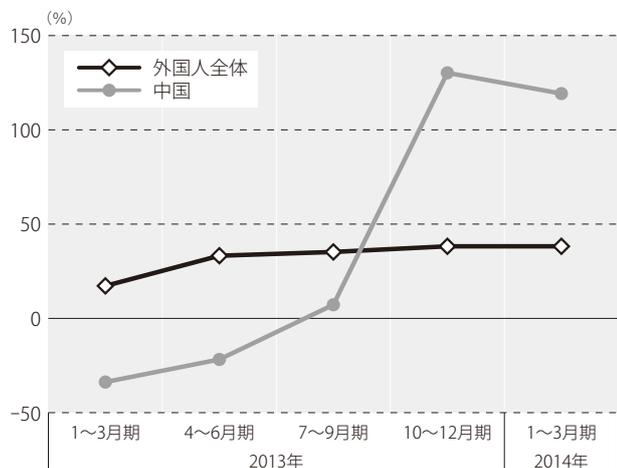
資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」をもとに（公財）日本交通公社作成
 (注1) 従業員数10人以上の宿泊施設を利用した外国人に限る。
 (注2) 日本在住の外国人も一部含まれている可能性がある。
 (注3) 地方区分は国土交通省地方運輸局の管轄都道府県に基づく。

表Ⅱ-3-3 着地別に見る外国人延べ宿泊者数の前年同期比 (四半期ごと)

	2013年			2014年	
	1~3月期	4~6月期	7~9月期	10~12月期	1~3月期
日本全国	16.7%	33.2%	35.0%	37.8%	38.3%
北海道	22.6%	43.0%	81.5%	59.5%	59.4%
東北	37.0%	49.7%	7.8%	10.1%	△0.8%
関東	7.3%	18.8%	20.7%	29.5%	31.1%
北陸信越	79.7%	86.2%	52.1%	45.6%	△2.0%
中部	△2.7%	18.3%	23.8%	44.9%	39.5%
近畿	35.4%	48.2%	47.4%	34.1%	46.1%
中国	16.9%	20.3%	17.2%	39.9%	14.8%
四国	△25.5%	48.4%	80.9%	94.3%	69.4%
九州	19.9%	47.5%	23.4%	23.8%	16.0%
沖縄	25.6%	90.0%	88.1%	175.3%	154.2%
(以下再掲)					
東京都	10.5%	20.3%	20.9%	24.1%	28.3%
大阪府	31.7%	44.5%	47.5%	38.1%	48.2%
京都府	48.6%	54.1%	47.5%	25.3%	37.8%

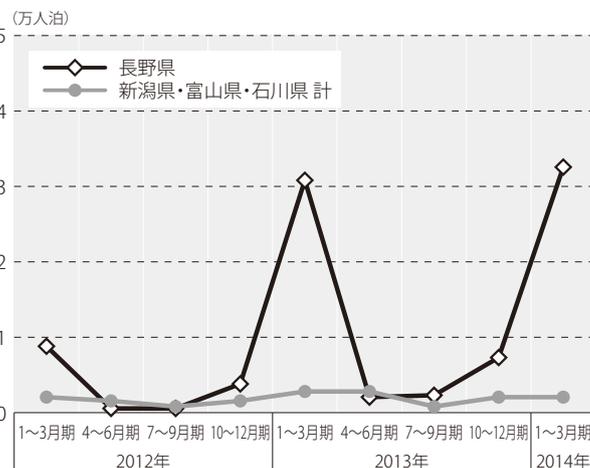
資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」をもとに（公財）日本交通公社作成
 (注1) 従業員数10人以上の宿泊施設を利用した外国人に限る。
 (注2) 日本在住の外国人も一部含まれている可能性がある。
 (注3) 地方区分は国土交通省地方運輸局の管轄都道府県に基づく。

図Ⅱ-3-1 中国国籍の延べ宿泊者数の前年比推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」をもとに（公財）日本交通公社作成

図Ⅱ-3-2 北陸信越におけるオーストラリア国籍の延べ宿泊者数の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」をもとに（公財）日本交通公社作成

●訪日外国人の旅行支出

観光庁「訪日外国人消費動向調査」によると、訪日外国人1人1泊当たりの旅行中支出（パッケージツアー参加費に含まれる宿泊料金などの滞在費は含まない）は、主な宿泊地別に北海道1.9万円／人泊、関東地方2.5万円／人泊、中部地方1.6万円／人泊、近畿地方1.9万円／人泊、九州地方1.9万円／人泊、沖縄県1.5万円／人泊などとなっている（表Ⅱ-3-5）。着地別に訪日外国人の旅行中支出を比較すると、関東が他の地

方に比べ高い傾向が見られ、特に東京都で2.8万円／人泊と高い。一方、中部や沖縄は他の地方に比べ低い。

主な国籍・地域別では、中国人の旅行中支出が北海道と関東でそれぞれ4万円／人泊超と高く、特に東京都では5.8万円／人泊と高い。

旅行中支出を費目別に見ると、関東地方と近畿地方で買物代の購入者単価が5.1万円／人と他の宿泊地に比べて高いことが分かる（表Ⅱ-3-6）。

表Ⅱ-3-4 着地別外国人延べ宿泊者数の前年比に対する国籍・地域別の寄与度 (2013年)

	総数	地方別										
		北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
外国人延べ宿泊者数(万人泊)	3,125	282	29	1,339	91	211	728	46	17	239	143	
前年比	31.2%	52.7%	24.0%	19.3%	67.0%	21.5%	41.7%	23.0%	47.6%	27.7%	93.2%	
国籍・地域別の寄与度	韓国	3.7%	3.7%	6.8%	1.6%	4.5%	2.3%	5.6%	0.8%	3.7%	7.1%	18.1%
	中国	0.5%	4.8%	△ 0.8%	△ 0.9%	2.6%	△ 0.8%	2.0%	0.8%	△ 1.4%	0.3%	2.5%
	香港	3.9%	6.3%	△ 0.2%	2.6%	5.3%	2.5%	5.0%	2.0%	5.1%	3.9%	15.2%
	台湾	10.0%	19.0%	14.5%	5.2%	27.2%	8.2%	12.5%	3.1%	21.6%	8.6%	38.4%
	米国	1.7%	1.2%	△ 2.6%	1.4%	2.9%	2.1%	2.2%	3.3%	2.6%	1.3%	5.3%
	カナダ	0.2%	0.1%	△ 0.0%	0.3%	0.6%	△ 0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%
	英国	0.4%	0.2%	△ 0.1%	0.4%	0.8%	0.1%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.4%
	ドイツ	0.3%	0.0%	△ 0.2%	0.3%	1.1%	0.2%	0.5%	1.4%	0.5%	0.2%	0.1%
	フランス	0.6%	0.1%	0.2%	0.5%	0.6%	0.3%	1.1%	1.9%	1.7%	0.2%	0.4%
	ロシア	0.2%	0.2%	△ 0.2%	0.2%	0.8%	△ 0.1%	0.2%	△ 0.1%	0.2%	△ 0.0%	0.4%
	シンガポール	1.1%	2.9%	0.3%	0.9%	1.9%	0.7%	1.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.7%
	タイ	2.6%	8.4%	2.7%	2.5%	3.0%	1.8%	1.7%	0.8%	0.1%	1.0%	2.0%
	マレーシア	0.8%	2.4%	0.7%	0.5%	0.3%	0.7%	1.0%	0.4%	0.1%	0.1%	0.3%
	インド	0.2%	△ 0.0%	0.6%	0.3%	0.2%	0.3%	0.1%	△ 0.2%	△ 0.5%	0.0%	0.0%
	オーストラリア	0.9%	1.0%	0.6%	0.8%	5.6%	0.3%	1.2%	1.9%	0.8%	0.0%	0.4%
その他	1.8%	2.2%	△ 0.1%	△ 0.0%	7.5%	2.0%	4.9%	3.9%	6.8%	1.8%	0.8%	
不明	2.3%	0.2%	2.0%	2.8%	2.2%	1.4%	1.5%	1.7%	4.9%	2.1%	8.0%	

(注1) 従業員数10人以上の宿泊施設を利用した外国人に限る。
 (注2) 日本在住の外国人も一部含まれている可能性がある。
 (注3) 地方区分は国土交通省地方運輸局の管轄都道府県に基づく。

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」をもとに(公財)日本交通公社作成

表Ⅱ-3-5 着地別に見る1人1泊当たり旅行中支出 (2013年) (単位：万円/人泊)

国籍・地域	全体				
	韓国	台湾	香港	中国	
主な宿泊地					
北海道	1.9	1.3	1.9	3.0	4.1
関東	2.5	2.4	2.1	2.7	4.9
中部	1.6	1.6	2.8	3.6	1.5
近畿	1.9	1.7	2.3	2.1	2.8
九州	1.9	1.7	2.3	2.9	2.7
沖縄	1.5	1.4	1.4	1.8	2.5
(以下再掲)					
東京都	2.8	2.6	2.2	2.8	5.8
大阪府	2.1	1.8	2.6	2.2	3.2
京都府	1.6	1.2	1.6	1.4	1.8

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」をもとに(公財)日本交通公社作成
 (注1) 主な宿泊地1カ所における1人1泊当たり旅行中支出の平均値である。
 パッケージツアー参加費に含まれる宿泊料金などの滞在費は含まない。
 (注2) 地方区分は国土交通省地方運輸局の管轄都道府県に基づく。
 (注3) 東北、北陸信越、中国、四国はサンプル数が少ないため割愛。

(2) 国際路線拡充の動き

訪日市場の拡大基調や格安航空会社の台頭を背景に、近隣アジアを中心として国際路線の新設が相次いだ。路線網の拡充で更なる市場の拡大が期待される。

13年度中、日本との間で最も直行便の路線数が増えたのは台湾である。エバー航空が成田/高雄線をデーリーで開設した他、岡山/台北線、旭川/台北線でそれぞれ週2~3便で運航開始。トランスアジア航空とマンダリン航空では石垣/台北線を週2便で開設した。日系格安航空会社ではピーチ・アビエーションが那覇/台北線と関西/高雄線、バニラ・エアが成田/台北線をそれぞれデーリーで就航させている。

台湾に次いで新設路線の多かった韓国では、格安航空会社の参入が相次いだ。チェジュ航空およびバニラ・エアは成田/ソウル線を、ティーウェイ航空は新千歳/ソウル線をそれぞれデーリー運航で開設した他、ピーチ・アビエーションは関西/釜山線を1日2便で就航させた。九州方面でも路線の新設が見られ、ジンエアーが長崎/ソウル線、ティーウェイ航空が佐賀/ソウル線を開設した。

韓国以外の方面でも格安航空会社の路線開設が目立つ。中国方面では吉祥航空や春秋航空、香港方面では香港エクスプレス航空、フィリピン方面ではセブパシフィック航空がそれぞれ新規路線を開設した。

14年3月には羽田空港国際線ターミナルが拡張され、国際線の発着枠が従来の1.5倍となる年間9万回に拡大した。昼間帯(7~22時)に従来の近隣アジア路線に加え東南アジアや欧州への直行便が新たに就航。一方、成田発着路線では一部運休や減便の動きが見られた。なお、米国便は航空交渉が難航しており昼間帯での羽田就航のめどが立っていない。

表Ⅱ-3-6 着地別に見る費目別購入率と購入者単価（2013年）

（単位：万円／人）

主な宿泊地	宿泊料金		飲食費		交通費		娯楽サービス費		買物代		その他	
	購入率	購入者単価	購入率	購入者単価	購入率	購入者単価	購入率	購入者単価	購入率	購入者単価	購入率	購入者単価
北海道	26.9%	4.5	39.4%	2.2	25.0%	1.5	13.4%	1.5	90.2%	3.5	0.8%	3.4
関東	57.6%	6.1	81.8%	2.8	63.9%	1.3	16.3%	1.1	81.7%	5.1	0.4%	3.5
中部	52.0%	6.2	63.9%	2.9	51.7%	1.7	14.7%	0.8	82.9%	3.5	0.8%	23.5
近畿	56.8%	4.5	84.3%	2.6	71.5%	1.1	22.5%	0.7	91.0%	5.1	0.6%	9.2
九州	35.4%	3.2	60.0%	1.8	47.4%	0.8	11.1%	1.0	90.9%	2.8	0.8%	5.6
沖縄	31.3%	3.6	54.8%	1.9	40.7%	1.0	25.3%	0.9	90.4%	2.8	0.8%	5.0
（以下再掲）												
東京都	60.7%	5.9	82.9%	2.7	66.9%	1.2	17.7%	1.0	82.4%	5.3	0.4%	2.9
大阪府	54.4%	3.6	83.4%	2.1	70.6%	0.9	20.3%	0.7	92.6%	5.4	0.5%	7.9
京都府	68.6%	5.5	91.0%	3.4	79.8%	1.6	32.8%	0.6	88.6%	4.2	0.7%	18.8

（注1）購入率とは当該費目を購入した人の割合である。

（注2）購入者単価とは当該費目を購入した人の同費目平均支出額である。

（注3）パッケージツアー参加費に含まれる宿泊料金などの滞在費は含まれない。

（注4）地方区分は国土交通省地方運輸局の管轄都道府県に基づく。

（注5）東北、北陸信越、中国、四国はサンプル数が少ないため割愛。

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」をもとに（公財）日本交通公社作成

（3）訪日外国人向け旅行商品開発の動き

訪日外客数の6割超を占める近隣アジアに見られる、個人観光客やリピーターの増加傾向を背景として、新たな訪日旅行ブランドを立ち上げる動きが見られた。方面別では、世界遺産登録の影響で富士山関連ツアー拡充の動きが目立った。

●新たな訪日旅行ブランドの誕生

13年9月、東日本旅客鉄道株式会社（以下、JR東日本）は台湾市場をターゲットとして新たな訪日旅行ブランド「東日本鉄道假期（東日本鉄道ホリデー）」を立ち上げた（図Ⅱ-3-3）。東京に滞在してから関東近郊を訪ねる「東京+（PLUS）」、桜や紅葉など日本の四季を楽しむ「季節おすすめ商品」、同社の列車に乗車することを主目的に据えた「おすすめ列車商品」の3カテゴリーに分けて旅行商品を設定し、台湾の複数の旅行会社で販売を開始した。目玉商品は東京近郊のGALA湯沢スキー場で雪遊びを楽しむ「東京雪遊び」であり、14年3月には取り扱い人数が1万人を突破。14年2月には「桜」をテーマとして東北三大桜（弘前、角館、北上）などを訪れる商品を発売している。なお、同ブランドは台湾に次いで香港市場での展開も開始しており、今後はマレーシアなどASEAN市場での展開も視野に入れているという。

図Ⅱ-3-3 JR東日本「東日本鉄道假期」ロゴ



資料：東日本旅客鉄道（株）

JTBグループは、従来の訪日外国人向け国内ツアー商品である「サンライズツアー」に加えて、アジアからの訪日客をターゲットとした体験型商品「エクスぺリエンスジャパン」ブランドを新たに立ち上げ、13年4月より販売を開始した（図Ⅱ-3-4）。訪日リピーターが増加傾向にあるアジア市場のニーズに対応すべく、価格訴求、体験重視を謳った。果物狩りを盛り込んだ商品の人気が高く、タイをはじめ台湾、香港、マレーシア、インドネシアからの観光客の参加が目立つという。

図Ⅱ-3-4 JTB「エクスぺリエンスジャパン」ロゴ



資料：（株）JTBグローバルマーケティング&トラベル

●世界遺産登録で富士山関連ツアーが拡充

13年6月に「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録されたことから、今後の需要増を見込んで訪日外国人向けの富士山関連ツアーを拡充する動きが見られた。

JTBグループでは、「サンライズツアー」ブランドの新しいコンセプトツアーとして「富士山世界遺産ネイチャーガイドウォーキング」「富士山世界遺産サイクリング」の日帰りコースを設定。体験重視の「エクスぺリエンスジャパン」ブランドでは、世界遺産登録の礎となった山岳信仰をテーマとして金剛杖と菅笠を身につけてウォーキングするなどユニークな企画を盛り込んだ「富士山山岳信仰ウォーク」の日帰りコースを設定した。

ほとんどのバスでは、13年7月より英語で案内する富士山ツアーを試験的に運行したところ、従来の客層に加え東南アジア客の利用が増加した。同社では、同ツアーの通年化を図っている。

JR東日本と富士急行、富士急山梨バスは、前年12年に新たに発売した外国人限定の周遊きっぷ「Mt.Fuji Round Trip Ticket」を13年も引き続き発売。有効期間2日間、最大でおよそ半額となる料金設定とし、JR東日本の外国人旅行センターなどで販売した。これに併せ、ウェブ上での富士山観光に関する情報発信も積極的に展開しており、富士急行では従来日本人向けに提供していた富士山エリアの情報発信ウェブサイト「フジヤマNAVI」の外国語版（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）を13年4月に開設した（図II-3-5）。国ごとの利用者の嗜好の違いに配慮し、コンテンツの配置や色調など言語ごとに異なるデザインを採用している点が特徴である。

図II-3-5 富士急行「フジヤマNAVI」トップページ

i) 英語



ii) 中国語（繁体字）



資料：富士急行（株）

(4) 訪日外国人の受け入れ態勢拡充の動き

着地側の訪日外国人の受け入れ態勢拡充の動きを概観すると、13年はムスリム（イスラム教徒）旅行者への対応強化や無料Wi-Fiの整備の動きが目立った。また、14年に予定されている消費税免税制度の改正に備え、登録免税店の拡大を目指す動きが見られた。

●ムスリム受け入れ態勢の強化

13年度は観光庁が「東南アジア・訪日100万人プラン」を掲げて東南アジアからの誘客策を積極的に展開したこともあって、東南アジアからの訪日客は順調に増加している。同地域にはムスリムが多いことから、彼らを迎える上で必要な受け入れ態勢整備の取り組みが各地で進められた。

ムスリム旅行者を受け入れる際に求められる取り組みのポイントは、大きくは「食事」と「祈祷環境」の2点である。食事の面では、ムスリムを受け入れる飲食施設においては「ハラールフード」対応が求められる。ムスリムはアルコールや豚肉が禁忌である他、他の食肉も一定の基準を満たしているものに限定される。そこで、ムスリム観光客の受け入れに積極的な地域では、こうしたムスリム特有の食事に関する知識を域内の宿泊施設や飲食店などに広めるためのセミナーを開催する動きが目立った（表II-3-7）。

表II-3-7 主なムスリム関連セミナーの開催状況

開催時期		開催地
2013年	1月	長野県下諏訪町
	2月	東京都中央区／埼玉県さいたま市
	3月	東京都港区
	4月	長野県軽井沢町
	5月	東京都港区／北海道札幌市／愛知県名古屋市
	6月	大阪府大阪市／愛媛県松山市／京都府京都市／長崎県長崎市
	7月	神奈川県横浜市／岐阜県高山市／茨城県水戸市／愛知県名古屋市
	8月	静岡県御殿場市／大阪府泉佐野市／富山県富山市／鳥取県鳥取市／新関西国際空港／神奈川県横浜市／兵庫県神戸市
	9月	鹿児島県鹿児島市／京都府京都市／長野県岡谷市
	10月	宮城県仙台市／奈良県奈良市
	11月	奈良県橿原市／東京都新宿区／岐阜県岐阜市／福島県
	12月	成田国際空港
2014年	2月	栃木県栃木市／東京国際空港（羽田空港）／東京都台東区／北海道函館市／滋賀県大津市／北海道富良野市／中部国際空港
		愛知県名古屋市／石川県金沢市／神奈川県箱根町／北海道千歳市／新潟県新潟市
	3月	

資料：各種資料をもとに（公財）日本交通公社作成

祈祷環境では、ムスリムが安心して祈祷することのできる場所の確保が不可欠である。成田国際空港では05年に設置した「Silence Room」の名称を13年12月に「Prayer Room」に変更し、ムスリムの利便性・快適性を向上させた。関西国際空港では14年4月、従来あった1カ所の祈祷室に代えて3カ所新設し、礼拝前に身体を清めるための施設を用意するなど設備を拡充させている。商業施設では、12年9月に千歳アウトレットモール・レラが礼拝室を設置しているが、13年度中にはプレミアム・アウトレットが御殿場店、りんくう店、酒々井店に

礼拝室を設置した。

13年11月には、北海道観光振興機構が「ムスリムおもてなしガイド」を発行(図Ⅱ-3-6)。ムスリムに関する基礎知識の他、ムスリム観光客を受け入れる際に不可欠な飲食、礼拝、接客に関する知識を事例とともに分かりやすく紹介している。

図Ⅱ-3-6 北海道観光振興機構
「ムスリムおもてなしガイド」



資料：(公社)北海道観光振興機構

●無料Wi-Fiの整備

世界的なスマートフォン・タブレット端末の普及を背景に、旅行先でも無線通信を無料で手軽に行いたいという外国人旅行者のニーズが近年高まってきた。無線通信の代表的な規格が「Wi-Fi(ワイファイ)」であるが、公衆サービスとして無料Wi-Fi環境が整備されている国・地域が存在する一方で、日本では有料電話通信サービスの利用が日本人の間で定着しているため、訪日外国人が日本滞在中に無料で手軽に使えるWi-Fi環境が十分に整備されていないのが現状である。

訪日外国人の受け入れ態勢の充実を図る上で、無料Wi-Fiの必要性は以前より指摘されていた。一部の地域や観光施設では先行的に整備が進められていたが、13年度は無料Wi-Fi環境整備の動きが加速した。

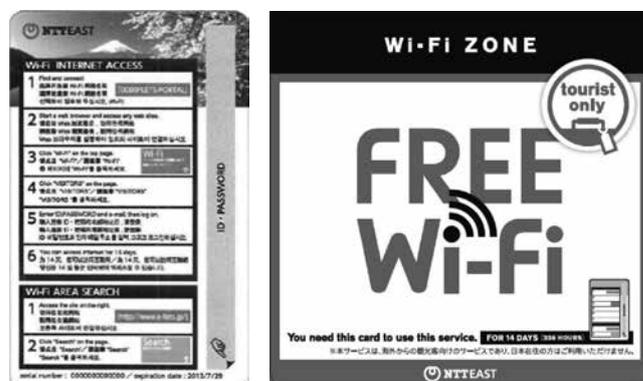
山梨県は、他地域に先駆けて12年1月より訪日外国人観光客の誘致と受け入れ環境の整備促進などを目的とした「やまなしFree Wi-Fiプロジェクト」を推進。東日本電信電話株式会社(以下、NTT東日本)は同プロジェクトの協働企業として県内のWi-Fi環境の整備を進めてきた。

13年に入ると、NTT東日本は他地域との協働をさらに拡大。同年7月には横浜市と「訪日外国人旅行者向けの無料Wi-Fi環境整備に関する協力覚書」を締結し、新横浜ラーメン博物館や横浜赤レンガ倉庫など主要観光スポットを含む市内536カ所のアクセスポイントを提供。14年末までに2,000カ所の整備を目指すとした。また、同年12月には東北観光推進機構、国土交通省東北運輸局、東北7県、仙台市と連携して、これまで東北の一部地域で展開していた訪日外国人向け無料Wi-Fiサービスを東北全域に拡大した。

NTT東日本が提供する無料Wi-Fiの仕組みでは、訪日外国人はIDやパスワードが記載されている専用のカードを観光

案内所などで受け取れば、アクセスポイント周辺において14日間無料でWi-Fi環境を利用することが可能である(図Ⅱ-3-7)。

図Ⅱ-3-7 NTT東日本の訪日外国人旅行者向け無料Wi-Fi
i) 専用カード ii) 利用可能場所の案内



資料：東日本電信電話(株)

●消費税免税制度改正に向けた動き

14年3月31日、消費税法施行令の一部を改正する政令を内閣が制定し、外国人旅行者などの非居住者に対して消費税が免除される「輸出物品販売場制度」(以下、消費税免税制度)の改正が行われた。この改正は14年10月1日以降の取引に適用されることとなった。

改正のポイントは免税対象物品の範囲拡大である。従来は食品や化粧品、医薬品など日本滞在中に消費される可能性のある「消耗品」は輸出物品販売場(以下、免税店)での免税販売の対象外であったが、法改正によりこれらの品目が免税の対象となった。

新たな消費税免税制度の開始に先駆け、観光庁と経済産業省は免税店拡大を目指した普及啓発を積極的に展開。改正後は提出書類の記載事項の簡素化も行われることから、従来の百貨店など大規模店舗に加え、観光地の小規模店舗にも許可申請の動きが広がることが期待される。

(川口明子)

表Ⅱ-3-8 輸出物品販売場(消費税免税店)の店舗数
(2014年4月時点) (単位:件)

	店舗数	構成比	前年との差
北海道	283	4.9%	46
東北	81	1.4%	8
関東	2,851	49.4%	642
北陸信越	194	3.4%	18
中部	366	6.3%	107
近畿	1,267	21.9%	217
中国	126	2.2%	14
四国	50	0.9%	2
九州	477	8.3%	76
沖縄	82	1.4%	25
総計	5,777	100.0%	1,155

資料：経済産業省、観光庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成